

平成 21 年 3 月 31 日

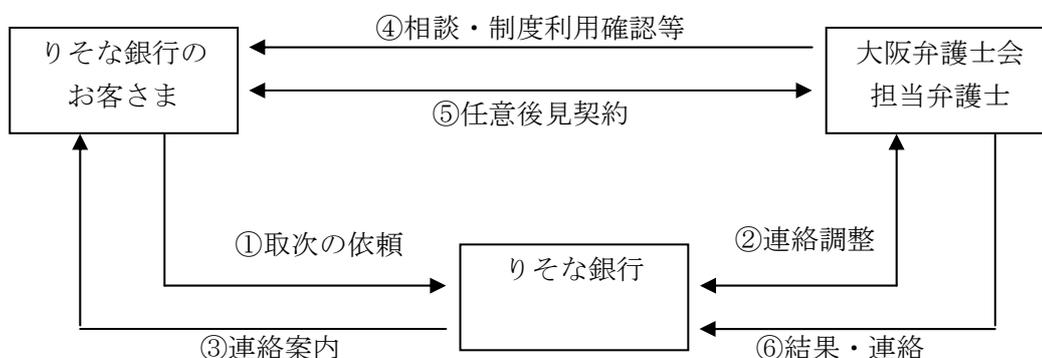
各位

株式会社りそな銀行

大阪弁護士会との『成年後見制度取次ぎサービス』の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 水田 廣行)は、大阪弁護士会(会長 上野 勝)と成年後見制度に関するご相談・ご利用を希望されるりそな銀行のお客さまを大阪弁護士会に紹介する「成年後見制度取次ぎサービス」の協定を締結し、平成21年4月1日(水)より取扱いを開始することとしました。

【しくみ】



- ①りそな銀行は、お客さまから成年後見制度に関するご相談・ご利用に関し、大阪弁護士会への紹介依頼を受付けます。
- ②りそな銀行は、大阪弁護士会へ連絡し、大阪弁護士会は、成年後見人推薦者名簿登録者かつ大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターが実施する任意後見制度研修を受講した所属弁護士から担当弁護士を決定し、りそな銀行へ担当弁護士を通知します。
- ③りそな銀行は、担当弁護士をお客さまに紹介し、お客さまの同意を得ている場合には、担当弁護士との相談日の調整を行いません。
- ④担当弁護士は、お客さまに成年後見制度の概要、任意後見契約の内容等を説明します。
- ⑤お客さまと担当弁護士の間で任意後見契約を締結します。
- ⑥大阪弁護士会は、利用結果をりそな銀行に報告します。

大阪弁護士会との成年後見制度取次ぎサービスの概要

対象店舗	りそな銀行の大阪府下店
内容	成年後見制度についての相談、利用を希望するお客さまのご紹介
取扱開始日	平成21年4月1日(水)

協定締結の主な目的

- 当社では、信託の財産管理機能と後見制度を組み合わせた活用をご提案していることもあり、成年後見制度に関するご相談をお伺いする機会が多くあります。
- 成年後見人の第三者選任率は高くなっており、ご相談内容には法務面に関する事項が多く含まれること等により、弁護士を成年後見人に選任したいといったニーズも高いと想定し、大阪弁護士会と協定を締結することにしました。
- 最近では、弁護士が受任される相続、資産承継事案において、当社の信託機能をご活用いただいた事例もあることから、本協定を機に、弁護士からの信託活用のご相談機会が増加することも期待しております。

第三者選任率（平成18年度）

単位：％

	第三者選任率	司法書士	弁護士	社会福祉士	その他
全国	18.1	6.2	5.1	2.8	85.9
大阪	28.7	9.9	11.2	3.4	75.5
東京	30.6	11.1	12.1	3.3	73.5

出典：成年後見人の担い手に関する検討報告書（大阪弁護士会）

りそな銀行とりそな信託銀行は平成21年4月1日に関係当局の認可を前提として合併いたします。これまで以上に信託機能を活用する等により、お客さまの豊かな生活設計をサポートすることでお客さまの様々なニーズにお応えすることを目指してまいります。

- ※ 社団法人成年後見センター・リーガルサポート(理事長 芳賀 裕)とは、平成16年4月に「成年後見制度取次ぎサービス」の協定を締結しております。

以上